

仕様書

1 賃借物品名

外勤用自動車

2 車種及び台数

軽自動車（ハイブリッド車）10台

3 規格

- (1) ドア数 5ドア
- (2) 乗車定員 4名以上
- (3) 全長 3,400mm以下
- (4) 全幅 1,480mm以下
- (5) 全高 2,000mm未満
- (6) 使用燃料 ガソリン
- (7) 駆動形式 4WD
- (8) ミッション形式 CVT（自動無段変機）又はオートマチック
- (9) 色 ホワイト系又はシルバー系
- (10) 環境対応 平成17年基準排出ガス 75%低減レベル以上（☆☆☆☆以上）
かつ低燃費車（省エネ法燃費基準 R2+20%達成車）以上

4 装備（借受け期間中1台につき）

- (1) ABS
- (2) エアバック（運転・助手席）
- (3) エアコン
- (4) パワーステアリング
- (5) パワーウィンドウ
- (6) キーレスエントリー
- (7) リヤワイパー
- (8) AM/FMラジオ
- (9) 夏タイヤ及びスタッドレスタイヤ（必要に応じて交換）
- (10) スノーブレード（必要に応じて交換）
- (11) スペアタイヤ又はパンク修理キット
- (12) スノーブラシ
- (13) スノーヘルパー
- (14) スペアキー
- (15) 標準工具一式
- (16) フロアマット
- (17) ウィンドウウォッシャー液（補充用を含む）
- (18) ドライブレコーダー（※）

5 借受け台数及び車両配置

10 台（配置対象校 10 校に各 1 台）

納車場所の詳細については札幌市の指示に従うこと。なお、契約期間中配置を変更する
場合がある。

6 契約期間

令和 7 年 6 月 1 日～令和 12 年 5 月 31 日（60 ヶ月）

ただし、本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を
締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る歳出予算の削除又は減額が
あった場合には、契約を解除することがある。

7 保険加入等

(1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険については、車両所有者の負担とする。

(2) 車両所有者は、以下の任意保険（年齢無制限）に加入しなければならない。

ア 対人保険 無制限

イ 対物保険 無制限（免責額なし）

ウ 搭乗者保険または人身傷害保険 1 名につき 1,000 万円以上

エ 自損事故傷害 1 名につき 1,000 万円以上

オ 無保険者傷害 1 名につき 2 億円以上

カ 車両保険 時価（免責額なし）

（自損・盗難等においても全額免責。札幌市負担が一切ないものとする。）

キ 交通事故賠償関係示談サービス付

ク 公用車割引、フリート付

(3) 車両所有者は、任意保険証書の写しを車検証に添付すること。

8 維持管理等

(1) メンテナンス契約とし、車両の維持管理に係る経費は、車両所有者の負担とする。た
だし、燃料代及びパンク修理代は、札幌市の負担とする。

(2) 自然磨耗、故障等の修理は、札幌市の指示に従い常に良好な状態に保つこと。

(3) 定期点検（最低 6 ヶ月毎）及び修理は確実にを行い、オイル等油脂類は十分に補充するこ
と。なお、メンテナンス工場への入庫及び代替車の引渡は車両所有者が行うこと。

(4) 車検、定期点検、故障・事故による修理及び車両盗難の際は、同等条件（保険加入等
含む）の代替車を用意すること。

(5) タイヤの保管については、車両所有者が行うこと。

(6) 夏タイヤ・スタッドレスタイヤの組替えは、札幌市の指示に従い行うこと。

(7) スタッドレスタイヤの使用期間は新品から 3 年間を最長とし、当該期間に満たない場
合でも、安全走行に堪えない磨耗または劣化が認められる場合には交換を行うこと。

(8) 車庫証明等の登録に係る事務については、車両所有者が行うこと。

(9) 車両配置の変更に伴う車両の移動及び車庫証明等登録に係る事務については、車両所
有者が行うこと。ただし、事務等に係る経費は、札幌市の負担とする。

9 リース車両全損時の扱い

当該車両に係る契約は解除し、滅失分の台数、金額を減じたうえで改定契約を締結する。その際、札幌市の過失の有無に関わらず途中解約に係る精算は一切行わない。

10 租税公課・リース料率変更時の取扱い

リース期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でもリース料金については一切変更を行わない。

11 走行距離

1台当たり年間5,000～6,000kmと想定されるが、これを超過した場合でもリース料の精算は一切行わない。

12 その他

受注者は、札幌市と借受期間満了後における借り受け物品の処分について必ず協議するものとする。

不明な点が生じた場合は、双方で協議するものとする。

13 問合せ先

札幌市教育委員会学校教育部教職員課 労務係 山下・氣屋村 電話 211-3855

※ ドライブレコーダーに関する仕様

- ・ 映像及び音声を記録することができるものであること。
- ・ 外部記憶媒体（SDカード等）を使用するものであること。
- ・ 32GB以上の外部記憶媒体（SDカード等）を備えること。
- ・ 常時録画（映像記録の開始/終了は、エンジンのON/OFFに連動する）機能及び衝撃を感知して事故時の映像を保存する機能を有すること。
- ・ 常時録画のデータは、上書きにより自動消去されること。
- ・ 200万画素以上であること。
- ・ LED信号機の灯火が明確に記録できるものであること。
- ・ 車両前方及び後方の状況を撮影できるものであること。
- ・ ドライブレコーダーは、設置の上、納車すること。